

平成26年10月7日

資料1

地方創生につながる地方法人課税改革を

1. 商工会議所の概要と、地域振興への取り組み
2. 中小企業が地域に果たしている役割
3. 中小企業をめぐる現状
4. 地方法人課税改革に関する考え方

広域かつ多様な主体と連携し、地域の中核として、地域の再生、中小企業の成長を強力にバックアップ

○ 商工会議所の役割

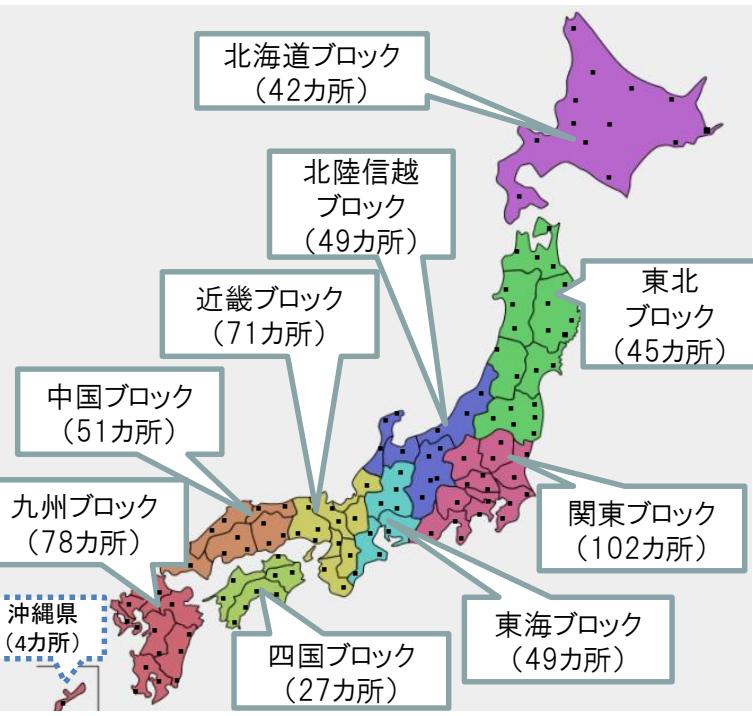
<各地商工会議所の役割>

地域の総合経済団体として、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する。

<日本商工会議所の役割>

全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、わが国商工業の振興に寄与する。

○ 商工会議所地区（514商工会議所）



※全国の都市部に商工会議所が設置されている。

○ 商工会議所の組織構成

※126万事業所を有する会員組織である一方、地域経済全体の活性化も支援



日本商工会議所・東京商工会議所
会頭 三村 明夫
< (新日鐵住金株) 相談役 名誉会長 >
※大阪ほか主要都市商工会議所の会頭が、日本商工会議所の副会頭を務める。

○地区内商工業者の30.0%が加入
○会員の約94%が、中小・小規模事業者

○ 商工会議所の主なミッション

(1) 政策提言 — 商工業者の意見を集約して政府や自治体に対し意見具申 —

- 会員訪問や各種会議開催を通じた会員企業との積極的なコミュニケーション
- 経済政策や復興対策、社会保障制度、税制、経済連携、教育、環境などの重要政策課題から、中小企業に対する個別施策まで、幅広いテーマについて意見具申

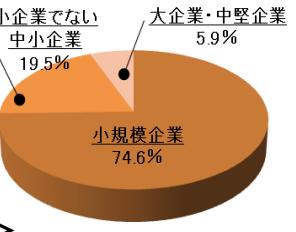
(2) 中小企業の活力強化 — 元気な中小企業を増やし育てる経営支援 —

- 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- 創業・経営革新への挑戦支援
- 中小企業の国際化支援
- 検定事業を実施し、時代に対応した産業人材を育成

(3) 地域経済の活性化 — 行政や市民との連携を通じた「地域を守る」活動 —

- 「まちづくり3法」を活用した中心市街地の活性化支援
- 地域資源を活用した産業振興、地域ブランド力の育成強化、観光振興
- 地域コミュニティの維持、社会福祉の増進

<会員企業の内訳>



<会員企業の業種別構成>



514商工会議所(126万会員、約95%が中小企業)の活動

中小企業の成長への取り組みを強力に支援

全国規模での震災復興支援

<遊休機械無償マッチング支援プロジェクト>

◆被災事業者の本格的な操業に向け、商工会議所ネットワークを活用し、被災事業者に全国の会員企業から提供された遊休機械のマッチングを行い、無償で提供する事業を展開。



平成25年度実績(23年度からの累計)
会員企業241社に対して、2,338点を提供

創業・経営革新の推進

◆創業塾事業(H11～H22に実施)では、創業希望者に実践型の研修の場を提供。「4人に1人」が実際の創業に結びつくなど、創業率の向上に大きく貢献。経営革新支援についても、経営革新塾において、平成14年度から23年度まで、多数の事業者に取り組み機会を提供。

◆市区町村と商工会議所等が連携し創業支援に取り組む「創業支援事業計画」で、会議所地区154件中149件で関与。

創業塾:5.8万人、経営革新塾:2.5万人に
機会提供

地域再生の中核としての活動を展開

中小企業の経営を総合的にサポート

◆小規模企業に対して、全国各地の商工会議所に配置された経営指導員が窓口相談・巡回指導を実施。伴走型で支援。
◆人事、労務、財務などの経営相談はもとより、金融相談、さらには税務や記帳指導など、きめ細やかな経営支援を展開。



平成24年度実績:約171万件
・巡回:約89万件
・窓口:約82万件

約5,300名の経営指導員等がサポート

観光振興

歴史的資源の「再発見」と「学び」による観光振興(静岡商工会議所)

◆人気の高い徳川家康公に着目し、「徳川みらい学会」を設立、市内に限らず幅広いファンの獲得が実現。

◆あわせて、静岡浅間神社の造営携わった職人の技術に着目した地場産業への産業観光にも取り組んでいる。

全国商工会議所観光振興大会2013inいわて

◆「全国商工会議所観光振興大会2013inいわて」を開催(7月、1,116名参加)。「絆」で観光による復興の加速を目指す「いわてアピール」を採択。「きらり輝き観光振興大賞」も表彰。



まちづくり

土地の所有と利用を分離した商店街マネジメント(高松商工会議所)

<中小企業の声>
・中心市街地の空き店舗が目立つと、地域全体の活気が失われる

商店街の地権者等の出資で設立したまちづくり会社が、地権者と定期借地契約を締結。コンセプト策定からマーケティング、施設デザイン等のプランニングまで行い、商業施設を整備。

土地の使用権をまちづくり会社が一括して持つことで、利害調整に手間取ることなく、商店街自身の手でテナントミックスを実施。



コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進「まちづくり三法」

◆全国153の中心市街地活性化協議会のうち、138カ所(90%)で商工会議所が中心的な役割。地域のまちづくりを強力に推進。

(中心市街地活性化基本計画の認定実績119市122区域のうち113市116区域が商工会議所エリア)。

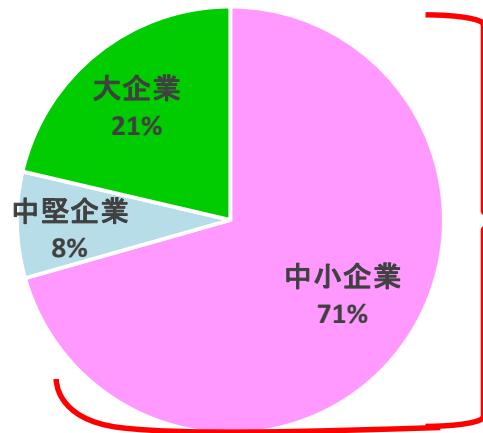


中小企業は、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献。地方税も応分負担

- 厳しい経済状況の中、中小企業は赤字法人であっても、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担している。
- 中小企業が抱える雇用は3,200万人と全体の雇用の7割。社会保険料の事業主負担分は約12兆円と民間事業主拠出分の約5割を負担。中小企業が経営者及び従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達する（図1～3）。
- 地方法人二税における中小企業の負担は全体の約4割、2.6兆円を負担（図4）。法人税以外の固定的な地方税負担においても約4割、2兆円の負担をしている（図5）。
- 企業規模別の税引き前利益に占める租税公課（固定資産税・自動車税・印紙税等の総額）の割合は、大企業に比べ約2.5倍の固定的な税負担をしている（図6）。

（図1）中小企業が支える雇用

全体の雇用：約4,570万人



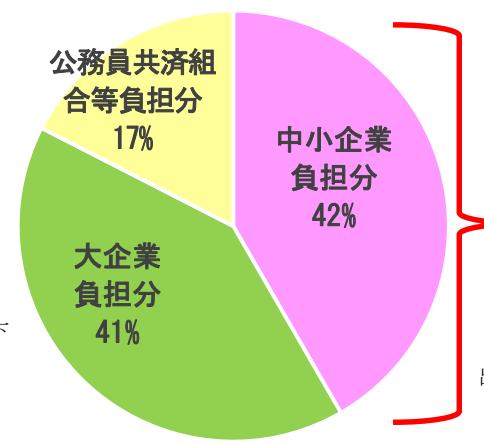
**全体の7割
(約3,200万人)**

※従業員数
中小企業：個人事業主および資本金1億円以下
中堅企業：資本金1億円超10億円未満
大企業：資本金10億円以上

出典：「経済センサス」（平成24年）

（図2）社会保険料の負担

社会保険料事業主拠出分：約29兆円



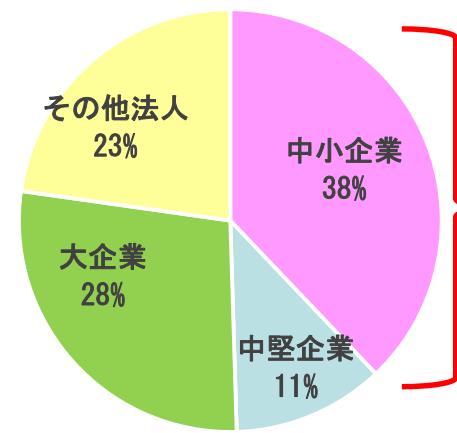
**民間事業主
拠出分の5割
(約12兆円)**

※中小企業：従業員300名未満
大企業：従業員300名超

出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付集計表」（平成23年）、厚生省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（平成25年）より推計

（図3）経営者及び従業員への給与支払いから発生する所得税

従業員給与から発生する所得税：約8兆円



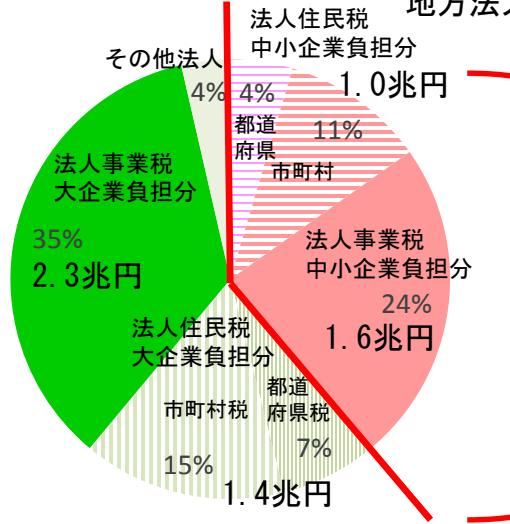
**全体の約4割
(約3兆円)**

※中小企業：個人事業主、資本金1億円以下(有限会社除く)、
中堅企業：資本金1億円超10億円以下、
大企業：10億円超、
その他法人：有限・特殊法人等

出典：国税庁「民間給与実態調査」（平成24年）

（図4）地方法人二税の負担

地方法人二税の税収：約6.5兆円



**全体の約4割
(約2.6兆円)**

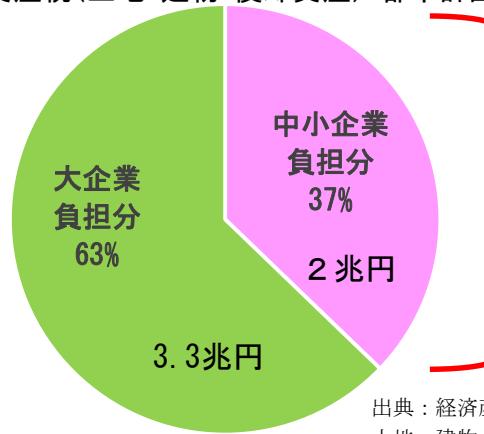
※中小企業：資本金1億円以下
大企業：資本金1億円超

出典：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」（平成24年）、「市町村税課税状況等の調」（平成24年）、総務省資料より推計

※税引き前利益の中小企業と大企業の比率は約3：7。
中小企業12兆円、大企業が27兆円。
出典：財務省「法人企業統計（平成25年度）」

（図5）法人二税を除く固定的な地方税の負担

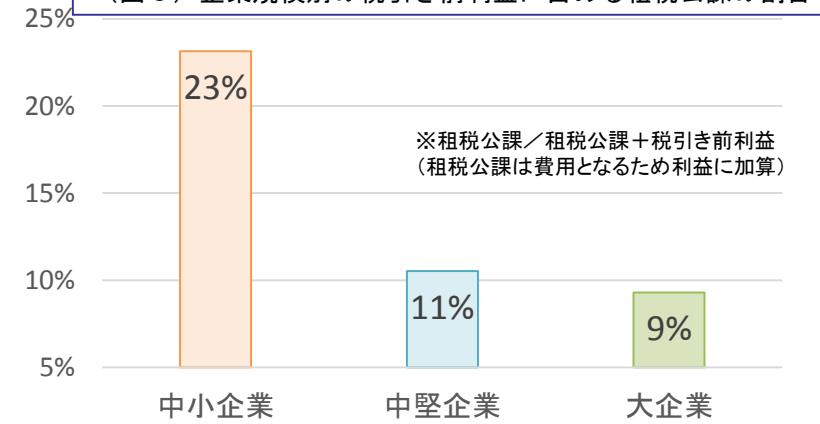
法人の固定的な地方税負担：5.3兆円
固定資産税（土地・建物・償却資産）・都市計画税、事業所税の合計



**全体の約4割
(約2兆円)**

出典：経済産業省資料より推計
土地・建物・都市計画税・事業所税は国土交通省「法人土地・建物調査」の割合より算出。償却資産税は財務省「法人企業統計調査」の減価償却費の割合より算出。

（図6）企業規模別の税引き前利益に占める租税公課の割合



	中小企業 (1億円未満)	中堅企業 (1億円以上10億円未満)	大企業 (10億円以上)
1社当たりの金額			
租税公課	1.7百万円	37百万円	662百万円
税引き前利益	5.6百万円	316百万円	6,453百万円

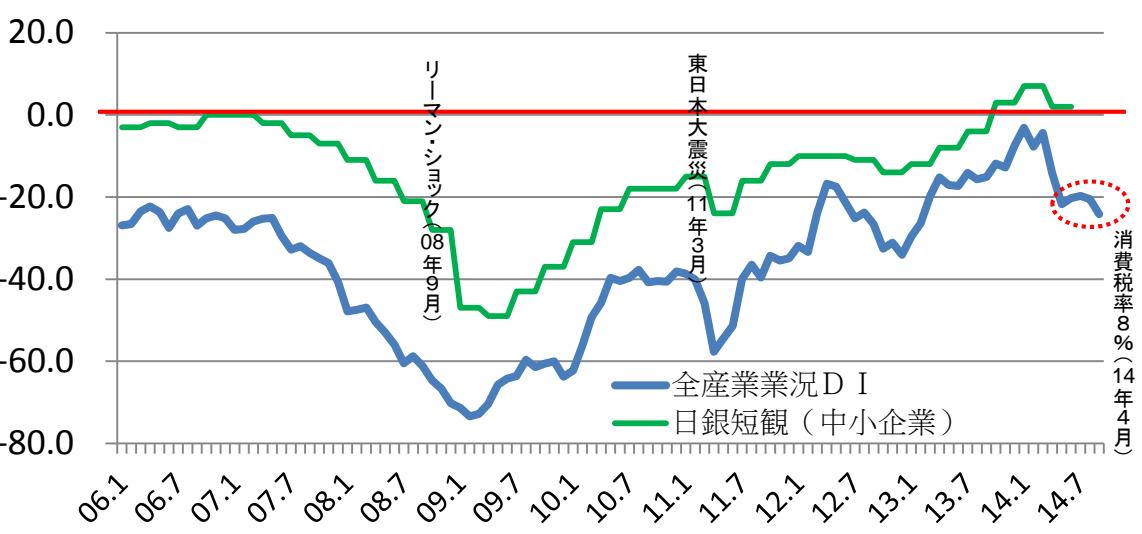
※租税公課：固定資産税、自動車税、印紙税、収入課税の事業税（法人税等を含むものを除く）等の総額であり、法人税、住民税及び所得課税の事業税は含まれていない。
出典：財務省「法人企業統計」（平成25年度）

中小企業をめぐる現状

中小企業を取り巻く経済状況

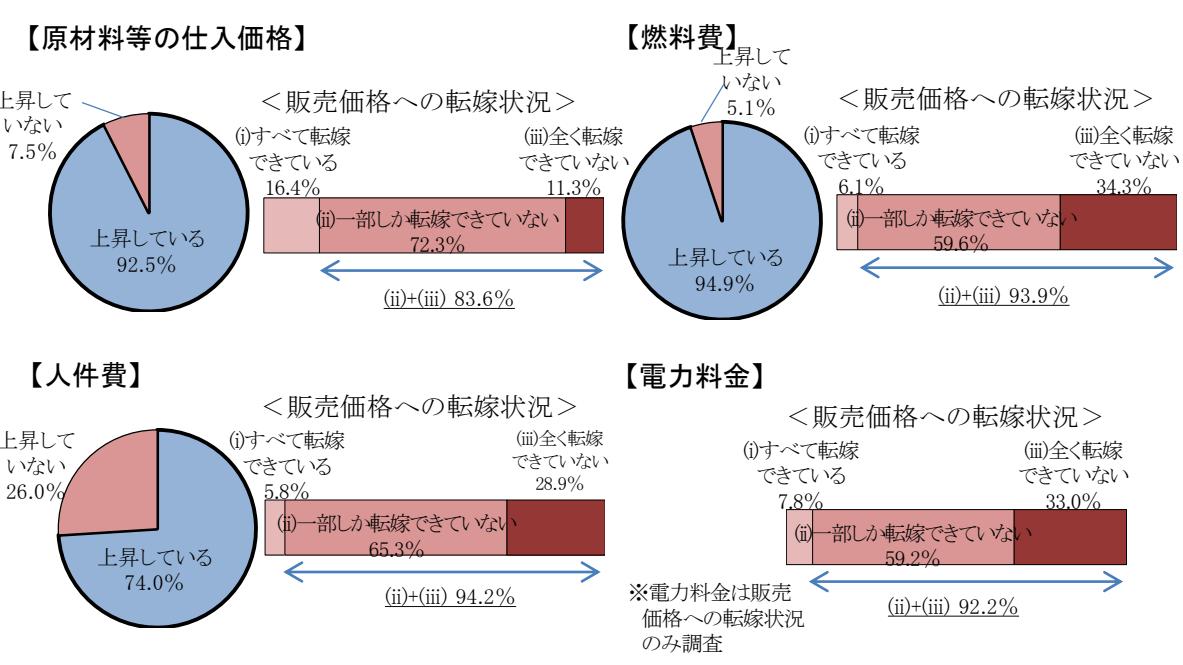
- わが国経済は、回復基調にあるものの、駆け込み需要の反動や天候不順の影響もあって、生産や消費などの経済指標に強弱が混在。
- 中小企業の景況感は、5月頃から横ばいで推移。仕入・電力料金などのコスト増や人手不足に伴う生産・営業活動への影響に加え、人材確保のための賃上げによる負担増（図8）などから、回復に力強さを欠き、まだら模様（図7）。

（図7）商工会議所LOBO（早期景気観測）全産業業況DIの推移



※LOBO調査：全国の422商工会議所が3,150企業にヒアリング。業況や売上など「中小企業が肌で感じる足元の景気感」のほか、直面する経営課題等について調査を実施し、毎月末に公表。対象は、小規模企業・個人事業主が中心
 ※日銀短観：対象としている中小企業は、「資本金2千万円以上1億円未満」
 出典：商工会議所LOBO（早期景気観測）

（図8）コスト増の状況及び販売価格への転嫁状況



出典：日商「商工会議所LOBO（早期景気観測）調査」（H26年8月）

中小企業の実態

- 全企業数の99.0%（250万社）が資本金1億円以下の中小企業（図9）。
- 中小企業は利益率が2.1%と大企業の4割程度（図10）。
- この20年間、法人数は横ばいだが、年間約9.5万社の新規法人登記があることから、新陳代謝は進んでいる（図11）。
- 中小企業は役員給与や交際費を多大に計上し、赤字にしているとの指摘があるが、小規模企業の平均役員給与は約500万円と低い水準にあり、過大に役員報酬を得ているわけではない（図12）。
- 赤字法人が7割との指摘があるが、単年度損益で見ると約6割（150万社）が黒字企業（図13）。

（図9）企業規模別の法人数 法人数合計：253万社

	資本金	法人数	割合
中小企業	1億円以下	250万社	99.0%
中堅企業	1億円超～10億円以下	1.7万社	0.7%
大企業	10億円超	0.7万社	0.3%
合計		253万社	—

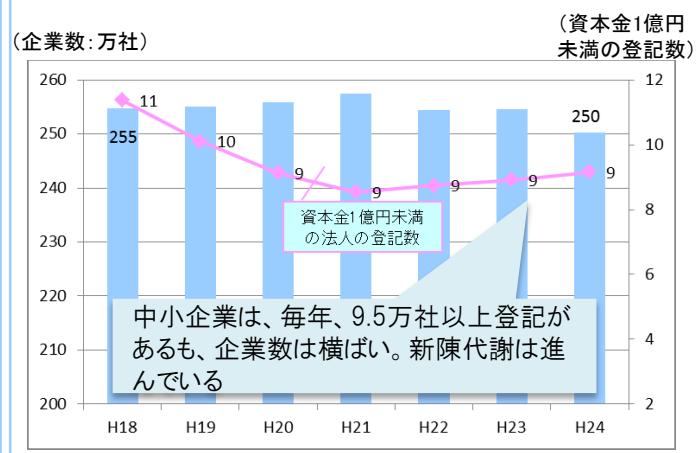
出典：国税庁「会社標本調査」（平成24年度）

（図10）営業利益率の状況

資本金	平均売上高	平均営業利益	売上高営業利益率
中小企業（1億円未満）	2億3千万	5百万円	2.1%
中堅企業（1億円以上10億円未満）	90億円	3億円	3.4%
大企業（10億円以上）	1,086億円	54億円	5.0%

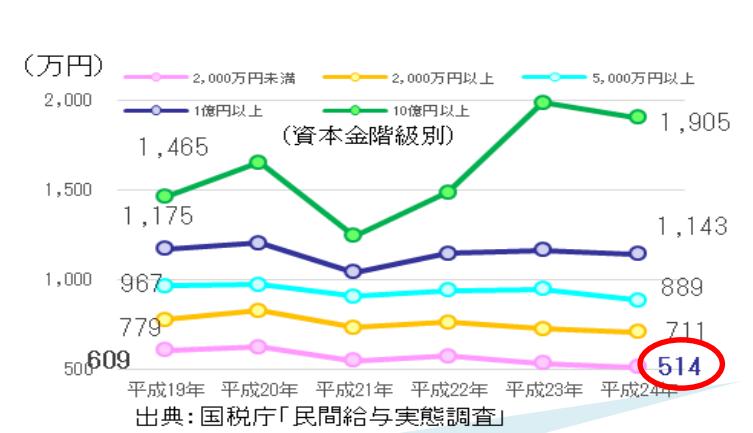
出典：財務省「法人企業統計」（平成25年度）

（図11）中小企業の登記数と申告法人数の推移



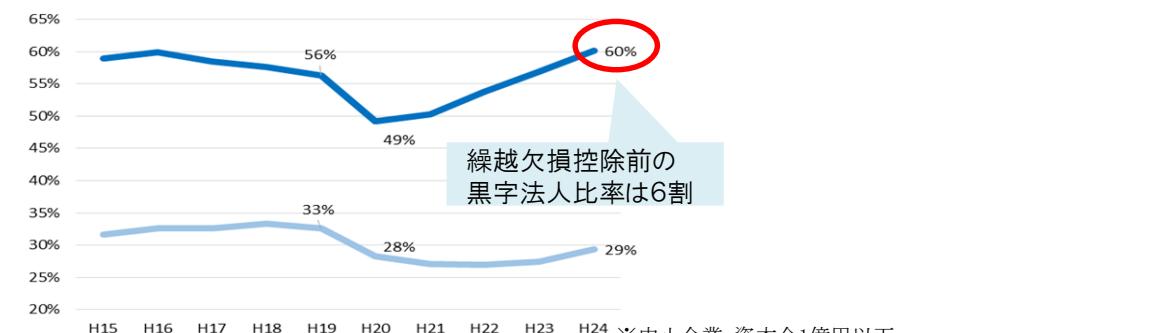
※企業数は平成21年までは資本金1億円未満、平成22年以降は資本金1億円以下の法人数
 出典：国税庁「会社標本調査」、財務省「登記統計」

（図12）規模別の役員給与の推移



出典：国税庁「民間給与実態調査」

（図13）繰越欠損控除前・控除後 黒字法人比率（中小企業）



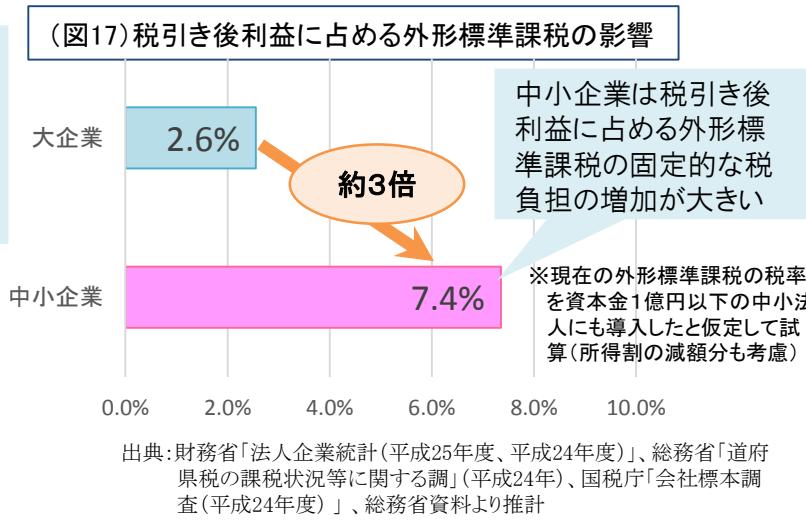
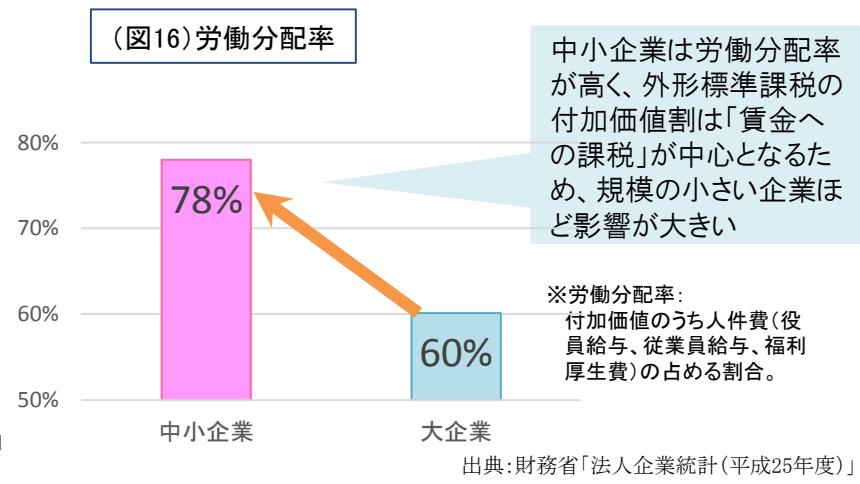
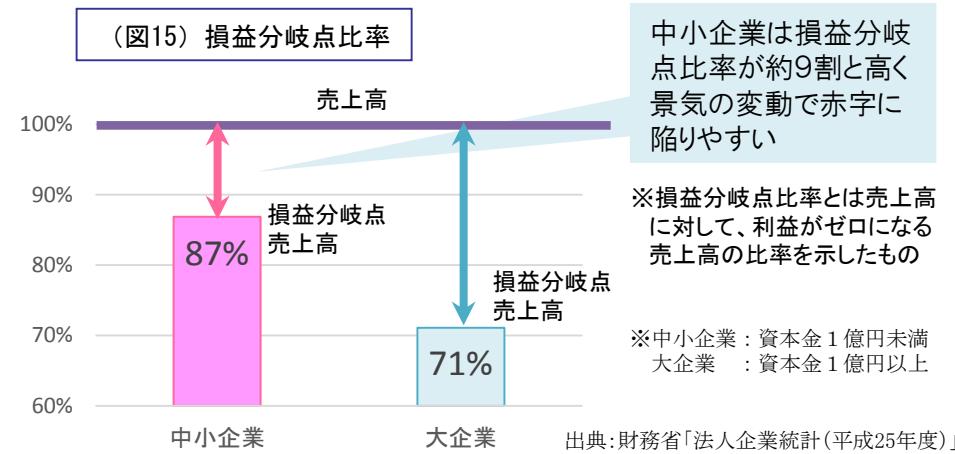
※中小企業：資本金1億円以下（H15～19年度は資本金1億円未満）
 出典：国税庁「会社標本調査」

地方創生につながる地方税改革の実現

- 地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべき。
- 商工会議所は、持続可能な社会保障制度の構築、安定した地方財源の確立のため、消費税率10%への引き上げについては容認している。消費税率10%への引き上げにあたっては、経済情勢や転嫁の実態をきめ細かく検証することが不可欠である。他方、社会保障と税の一体改革の本質的な目的や国際的な信認の観点から十分踏まえ、引き上げに向けた経済の環境整備していくことが強く求められる。
- 地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべき。地方財源の確保については、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を踏まえ、個人住民税や地方消費税等を含め地方税全体でそのあり方を検討すると同時に、地方交付税制度の見直し（地方への配分の見直し、地方自治体の行革努力の反映）も図るべきである。

外形標準課税の適用拡大は断固反対

- 中小企業は、損益分岐点比率が約9割と高く、収益率の低い経営を余儀なくされており、否応なく赤字・黒字を繰り返している。外形標準課税が適用されると固定的負担が増加し、多くの中小企業が成り立たなくなる（図15）。
- 中小企業の付加価値額の8割は人件費であり、外形標準課税が適用されると中小企業は賃上げや雇用を抑制するため、政府の賃上げの政策と逆行する（図16）。
- 地方においては中小企業が雇用の8割を支えている。外形標準課税が適用されると、雇用を抑制せざるをなくなり、政府の政策の柱である地方創生にも逆行する。
- 仮に、現在の外形標準課税を中小法人に拡大した場合、中小企業は税引き後利益額が7.4%減少し、大企業の約3倍の影響を受ける（図17）。
- 賃金課税である外形標準課税は、海外でもまれな税制。導入していた国でも廃止される傾向にある。



法人に係る地方税の見直し

- 企業の「設備投資」の負担増加をもたらす固定資産税の見直し
 - ・企業の設備投資における継続的な負担増をもたらす固定資産税については見直しを図るべきである。
- 企業の前向きな成長を阻害する「事業所税」の廃止
 - ・課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっており、中小企業の成長に向けた前向きな企業活動を阻害しており、廃止すべきである。

法人住民税均等割の資本金基準について

- ・資本金の額に応じて、企業の規模は明確に異なっており、資本金が企業活動の規模を表している。

資本金階級別	売上高	営業利益	税引き前利益	付加価値額	1人当たり役員賞与・給与額	従業員数
1千万円未満	70	0.4	1	21	3.8	4
1千万円以上1億円未満	3,573	97	100	706	5.5	20
1億円以上10億円未満	9,000	303	316	1,601	10.6	216
10億円以上	108,548	5,386	6,452	17,583	17.7	1,429

単位：百万円

資本金額によって企業の規模は明確に異なる。

出典：財務省「法人企業統計（平成25年度）」